

第16日目（9月16日）

議長（駒形正博君） 散会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただ今の出席議員数は44名であります。なお、廣井監査委員家事都合により欠席の申し出がありますのでこれを許します。

議長 本日の会議を開きます。本日の日程は配付のとおりといたします。

（午後1時35分）

議長 日程第1、第186号議案から第205号議案までの合併に伴い新たに条例を制定する議案20件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長（提案理由の説明を行う。）

総務課長（説明を行う。）

議長 一括して質疑を行います。

笠原幹夫君 鈴木牧之記念館やそれから今泉博物館等ですが、これは管理運営を文化スポーツ振興公社が受けているわけです。南魚沼市にも同じような組織があるわけですが、これは組織的には合体するというようなことは考えていないわけでしょうか。

社会教育課長 今、おっしゃったように六日町にも公社がありまして、塩沢にも同じような文化スポーツ公社がございます。それでこの2つの公社につきましては近い将来、統合という方向で調整を進めておりまして、一応来年の1月くらいを目途に統合というかたちで作業を進めております。ちなみに塩沢の方を解散して、六日町の公社に統合するというかたちの方向をとるように進めております。以上です。

笠原幹夫君 もしそういう方向が出ていれば問題はないと思うんですけども、そうすればまた条例を変えなければならぬわけで、なんとかこの時期に間に合わなかったのか。よそはみんないろいろな団体が準備をしてくれているわけですので、なぜそうなってしまったのか。なんか理由があったらひとつお聞かせください。

社会教育課長 組織の問題、それから職員の問題、それから大きなので今泉博物館の将来をどうするかというようなかたちの検討等が、少しこの時間を経ました。その経緯の関係で、10月に即統合というのはなかなか時間的に無理だろうという話の中、1月統合というかたちの日程になったわけです。

関忠良君 あわせて私も関連で質問しますが、大和町にも類似するいろいろな施設があるわけですけども、スポーツ振興公社という組織はないわけです。こういう点の関連の中で、合併をして新しい市のまちづくりの中でどういうふうに位置づけていくんでしょうか。その点をお伺いします。

社会教育課長 旧大和町の中には文化スポーツ公社はございません。ですが将来的にはやはり旧大和町地域にある文化スポーツの施設につきまして、施設管理関係でゆくゆくは六日町の現在の文化スポーツ公社の方に、委託というかたちの方向で検討をしようかという段階になっております。

関 進君 202号です。駐車場ということになっていますが、私たちは場所もよくわからないし、利用料は使用料無料となっています。また使用する場合にはあらかじめ許可を得なければならないことになっているんですが、もう少し中身の説明をお願いしたいと思います。

商工観光課長 先ほど総務課長が説明しましたが、基本的には送迎用というのが主でございます。主にホテルや旅館の皆さん方が湯沢の駅に着きますが、その送迎用ということでありまして、主に一般用にはあまり開放しないという施設でありますので、そのようにひとつお取り計らいいただきたいと思っております。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 一括して討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。この採決は合併に伴う条例案のため、一括して起立により行うことといたします。

第186号議案から第205号議案までの20件については原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

全員起立であります。よって、第186号議案から第205号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2、第87号議案 市道の廃止について、日程第3、第88号議案 市道の認定について、以上2件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 (提案理由の説明を行う)

議 長 2件を一括して質疑を行います。

種村俊夫君 新しい市道認定の3の大崎61号線ですが幅員が2.5から3メートルしかない。それでこの先にも1軒しか家がないわけですが、最近出てきた家です。昔から家があったわけじゃないんですが。都市計画法上におきましては、道路の幅員は4メートル以上ですね。それで市道認定の場合でも市の市道は4メートル以上で、また2.5メートルかなんかで車の回転場を設けなさいということになっています。こういうふうにならぬと2.5とか3メートルでしてしまいますと、都市計画法上で建築物を建てる場合には道路中心線から2メートルは建物は建てられなくなります。

つまりその道路を通して認定されるおかげで、その前後にいるところのところは権利を剥

奪られてしまいます。ですからまたこういう無秩序な開発 開発業者が開発する場合にはきちんと市道認定をなさないとかいうことでありますが、こういう個人の方が例えば好き勝手にこうボンボンやっていると無秩序な開発になり、またそういう個人の権利が奪われると。また市道認定基準にもぜんぜん合っていないと。単に家ができたからといってこういう私は認定の仕方はおかしいと思うんですね。

市長はあの時一緒に私も行きましたので現場を見ているんですけども、現実問題として家が建てば道路は作ってやりたいわけですが、この2.5メートルから3メートルという幅員を用地買収をして4メートルにしてからやるべきではないか、と私は思うんです。そうじゃないとほかの不動産開発とかそういう方がする時には、すべて4メートルに下さい、もしそれが袋小路になっちゃいけないんだ、回転場を作りなさいという指導をしながら、これはこういうものではないということになると非常にアンバランスだと。

そうした場合は勝手にボンボンやっていた場合には袋小路。またこの8.5メートルもあるところへ火災があったらどうなるのか、という問題が出てまいりますね。ですからこれをどうして幅員がないのに、基準に満たないのに市道認定したのか、私は訳わからないのですがお聞かせを願いたい。

建設課長 ご指摘のとおり確かに幅員は狭い、2.5から3メートルという内容です。ただし、今行き止まりというようなご説明がありましたけれども、これにつきましては大崎21号線に接続をして一応、通り抜けるようになって・・・(「冬場の除雪は」の声あり)

市道というのはこう地域に、そういう地域の生活に密接をした通りでございますので、この場合は特に除雪等の問題がありまして、地域の皆さんからそういう強い要望も出ているということでございますので、幅員の問題もありますけれども、ここで市道として認定をさせていただきたいということでございます。

種村俊夫君 もし市道認定するのであれば、どうしてじゃあ途中で回転場を設けるだとか、その待避所を設けるとか、市道認定する場合にはそういう必ず基準があるじゃないですか。袋小路のところになっちゃいけないとか。これはもう完全にその前に舗装をしてある道路が市道があるわけですから、それであればその市道をきちんと幅員をとって除雪をすればいいだけのことであって。あそこは下水道もいっているわけですから、下水道を入れるために舗装をしたわけですね。それは脇の前の道路、前面道路を全部バーンと幅員をきちんとあればですね、してあるべきだと私は思うんです。

この道路をしたおかげで、ですからそこに行くまでの間の田んぼの持ち主は、道路に指定されることによって中心線から2メートルまでは自分の権利なくなっちゃうんですよ。田んぼはしてられますけれども、なんかしようとした時なくなるんですよ。

それであれば最初からきちんと道路中心線から2メートルの用地買収をして、きちんと市道の規格を取って認定するべきだと。その方がその後のその地区の開発だとかその袋小路状にならないとか、そういうのをきちんとできると思うんです。なんでほかのところと違うのにこういう安易にしたのか、私はそれが知りたいということです。

市長 今、課長が説明申し上げたとおり地元の皆さんが強い要望もあったということ。市道認定する前に用地買収しておけといったってそういうわけには行きませんので、いずれは当然市道ですからまた改良要望等が出てくると思いますし。それで両側の土地所有者の皆さんが承知しないということであれば市道認定しませんけれども、当然そういう同意は、みんな貰ってやっているわけですし、議員も現場でそういう陳情をしていただいたわけでありまして・・・(「だからあの時指摘したじゃないですか」の声あり)

いやいや指摘はしてありますけれども、地元の皆さんはそういうことで全部それは了解するのだと。そういうことですからしたわけでありまして、いずれは市道改良等もやっていかなきゃなりませんし、その時に買収はさせていただきます。市道認定する前に買収というわけにはまいらない。その辺はここであんまり議論しないでご理解をいただきたいと思います。

種村俊夫君 それではその同意をとったかどうかをお伺いします。それとなぜそこでこれ85メートルくらいですけれども、その前の方も家があるところには舗装してありませんで、ただしあそこは幅員があるんです。あそこの田んぼのところの部分だけ幅員がないんです。

それで別のところのそれに直行しているところは、下水道を入れるためにきちんと舗装をして市道認定してあるんです。ですから考えようによってはそちらをしたっていいんです。除雪路線にしたっていいんですよね。

そうだと私は思うんです。その方が無駄もならないし、まあ市道認定したっていいですけども、今までの建設課の指導が、道というものは4メートルで袋小路じゃ市道としてはだめです。まあこれ夏場は袋状じゃありませんので、あれなんですけども。そういう指導をしておきながら、こういうふうにならぬ2.5から3メートルしかないということは私はちょっとおかしいと思うんです。

市長 原則論とやっぱり地域の実情に応じて、やっぱり私たちはそれぞれの対応をしていかなければならないということがありますので。市道認定をして非常に困ることがあるとか、非常に利害といいますか害の方があるとか、というそういう部分であれば市道認定はしませんけれども。

そうではなくて区長さんを始めとして地域の皆さん方からも、そういう強い要望があつて。あの入り口のところが市道でないために除雪もできないというそういう現状もあったわけですから、市道認定をして、されるところまで除雪をし、将来的には道路を広げていくという考え方でありまして。ご理解をいただきたいと思っております。あと、では課長。

建設課長 同意をもらってあるかということでございますけれども、市道認定をする際に権原ですね、権利者から同意をもらうのは、これは基本であります。ただ周囲の土地の皆さんから全部を同意をもらったかということ、必ずしもそうでないこともありますけれども、権原の所有者からは同意はいただいております。

片桐貞夫君 新しい方の番号の5番ですけれども、別に問題というのではないんですが・・・(「マイクを使ってください」の声あり)

新しい道路、起点大倉 89 の 1。廃止した道路の起点 89 の 1。延長されたわけですよ、400メートルちょっと延長したんだろうと思うけれども。なんか私の記憶が間違っていたら訂正してもらっていいですが、過去には例えばこういう場合、この旧の方の廃止をした方の道路、それをそのまま使って終点を延長をして、その間新たに認定をしたというやり方をしていたような記憶が私の頭の中にはちょっとあるんですが。

これはもう完全に廃道にして廃止をして、新たにまた認定をしないです。こういうことですが、なんか手続的に変わったことでもあるんでしょうか。その辺をちょっと不審に思ったから質問をしたんですが。お願いします。

建設課長 道路の認定と廃止については、確かに片桐さんの言われるように起点の変更、終点の変更等の取り扱いでしたことも確かにあるかと思えます。ただ基本は国交省の道路局長通達が出ておまして、起点・終点を変更する場合には基本はその廃止して認定をしないということになっています。ただし軽易な場合で、代替的な路線の場合にはそういう手続きでもいいですよ、ということになっておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 第 87 号議案に対する討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決をいたします。第 87 号議案 市道の廃止については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 次に第 88 号議案に対する討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第 88 号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 4、発議第 18 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、日程第 5、発議第 19 号 南魚沼市議会会議規則の一部改正について、以上 2 件を一括議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議 長 2件、一括質疑を行います。

(「異議なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 発議第18号に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。発議第18号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

議 長 次に発議第19号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決いたします。発議第19号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第19号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6、発議第20号 被災者生活再建支援法及び関連法令の改正を求める意見書の提出について、日程第7、発議第21号 公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。事務局長の説明を求めます。

事務局長 (説明を行う。)

議 長 本案について提出者の説明を求めます。

牛木茂雄君 (説明を行う。)

議 長 一括して質疑を行います。

岩野 松君 野次が飛びましたけれども、一言だけ意見として私、言いたいんですけども。特に被災者生活再建支援法、今の発議者の中からも再提出だということが言われました。私もこの前の議会で不採択になった時、本当に悲しかったです。この町には川口から100名近い、100名からの方が非難されてきました。そういう人たちとの対話の中で、これからの生活の不安を本当に沢山聞きました。そしてこの町でも、南魚沼市でも被災された方、亡くなられた方もおられます。そういうことを考える時、被災地だということであるこの南魚沼市で最初、不採択になったそのことは私は市民に言えませんでした。そういう思いで再提出されたことは喜ばしいことでもあり、ぜひ採択されることを願って意見を述べて終わります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 発議第20号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第20号 被災者生活再建支援法及び関連法令の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第20号は原案のとおり可決されました。

議長 次に発議第21号に対する討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。発議第21号 公教育である私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、発議第21号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

ここで9月30日付で退職される山田環境課長から発言を求められておりますのでこれを許します。

環境課長 退職にあたり、一言御礼のあいさつを申し上げます。私は昭和42年4月、ここにおられます財政課長、企画調整課長、社会教育課長、そして今は亡くなりました松田さん、計5名で採用になりました。その間、建設課、開発課、広域水道、病院、水道課、下水道課と平成14年まで事業課畑に勤務させていただきました。11年からは教育委員会、保健課そして環境課、延べ38年6ヶ月お世話になりました。

今、振り返ってみますと昭和44年でしょうか、この六日町を中心に集中豪雨がありました。大和町では技術職員が不足、県から応援を仰いだことがありました。また、昭和46年12月には上越新幹線浦佐駅決定に伴い、九日町のテスト線区の準備、57年には広域水道企業団に派遣になり、畔地の浄水場の整備。そして63年にはゆきぐに大和総合病院で健友館の建設と平成2年には医師住宅の建設。そして合併の事務調整等が思い浮かべられます。

これら幾多の節目も無事乗り越えられてきましたのも、良き先輩の指導、同僚、後輩の後押しがあったからであります。また私、個人としても動くことが好きでしたので、いろいろな球技に例えば野球、卓球、バトミントン、排球などにも年甲斐もなく参加させていただきました。

さて、大きなうねりもありましたが、今、塩沢町と合併が目の前にせまっております。合

併しますと、十日町を除いて人口規模でいいますと9番目の市になるそうです。また10月23日には、市として初めての市議会選挙が挙行されます。県からの移管事務もあり、市の責務は益々高まるばかりでございます。

最後になりましたが南魚沼市の益々の発展をご祈念申し上げ、退職のあいさつといたします。大変お世話になりました。(拍手)

議長 今月いっばいで退職される山田環境課長さんに、議会を代表いたしまして一言御礼を申し上げます。

今ほどごあいさつにもありましたが、山田さんにおかれましては昭和42年4月に大和町職員に採用され、建設課に所属されております。その後、企画開発課、広域水道企業団、大和総合病院、上下水道課等々を歴任されておりますが、その実直な職務が認められ平成11年10月からは学校教育課長、12年4月からは保健課長。そして合併した昨年11月からは南魚沼市の環境課長に就任されました。38年6ヶ月の長い間、町政及び市政の発展に多大なる貢献を賜りましたことを厚く感謝申し上げます。

この度、退職されるにあたりますが今後とも健康にはご留意され、南魚沼市発展のためにお力添えをいただきますようお願いを申し上げ、誠に簡単であります一言御礼に代えさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

議長 次に市議会議員任期最終議会の閉会にあたりまして、井口市長さんからごあいさつをお願いいたします。

市長 皆さん方のおかげをもちまして、この9月定例議会も無事終了させていただきました。今日は皆さん方に最後の議会でありますので一言御礼と感謝を申し上げさせていただきます。そのためにネクタイをして背広も着てきましたのでよろしくをお願いいたします。

本日、南魚沼市議会9月定例会の閉会にあたりまして、議員の皆様方に一言、ごあいさつを申し上げます。去る9月1日から開会いたしました本議会ではありますが、議員各位には慎重なご審議を賜り、衷心より敬意と感謝を評する次第であります。特に本議会は補正予算をはじめ、塩沢町との合併に関わる案件、さらに平成16年度決算の認定、他数多くの案件がございました。それぞれ可決及び認定をいただきましたことにつきまして、心から御礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

昨年11月の南魚沼市誕生から今日に至るまでの過程は、私をはじめ市職員にとりまして昭和の大合併以来の一大事業であることとあわせまして、直前に起きました大震災の対応に終わりました。その中での市政運営ということもあり決して平坦なものではありませんでしたが、それは特例によりまして1年間の任期を与えられました皆様方にとりましても同じところであった、というふうに拝察をいたしているところであります。

議員の皆様方には合併による新生南魚沼市の船出という、輝かしい新市建設への希望を抱きながら、極めて多難な情勢の中での新市の初代議員として、そして市民の代表としてよくその重責をまっとうされ、本市の発展の礎の構築と市民の幸せのために絶大なるご尽力を賜



りましたことに対し、深く敬意を表しますとともに心から御礼を申し上げる次第であります。

南魚沼市の初代市長の責を与えられました私にとりましても、旧町に引き続き、経験豊富な皆様方から支えていただきましたことは、誠に心強く大きな勇気をいただいたところであります。

さて在任中、幾多の功績を残されました議員各位の任期も余すところ一月半となりました。皆様方は合併前の六日町及び大和町の成長を暖かく見守り、各方面において地域行政発展のために多大な功績を残されたわけであります。この議員の皆様方の中には昭和48年から議員となり、足掛け30年以上に亘り時代の変遷を見守り続けられた方、あるいは四半世紀の長きに渡り継続して活躍された方もいらっしゃいます。それぞれがその時代を象徴する状況の中で、ひとえに愛する郷土の発展のために力を尽くされたことは、衆目の一致するところであります。

この間の2町の成長は、新幹線、高速自動車道の開通を始めとする高速交通体系の確立や、商業、経済施設の立地、文教施設の充実などに顕著に表れております。さらに全国に誇る医療体制の充実を核とした保健医療福祉の連携による地域医療の推進、全国的なブランド米生産を代表とする農業を始め、地域特性を活かした観光、商工業など枚挙にいとまがありません。それぞれが着実に進化を遂げ、成長し続けていくことができました。そのひとつひとつの成長の影には、それぞれ苦しい状況を不屈の精神と英断により切り抜け、光明を見出してきたいただきました皆様方のご努力があったことは、想像にかたくありません。

数々の出来事が脳裏をめぐるわけではありますが、尽きるところはやはり何と申し上げましても、この合併の達成であったというふうに考えております。平成13年に端を発した市町村合併の議論は、皆様の活発な議論、精力的な取り組みによりまして3年余りの協議を経て六日町と大和町の合併にこぎつけることができました。

さらに一度敗れはしましたが、3町合併の夢はまた関係者の熱意とご努力によりまして成就し、10月1日にその時を迎えることになった次第であります。賛否両論の中で度重なる説明会や投票により住民の理解を求め、意思を確かめながら成し遂げた合併は、必ずやその選択が正しかったことを実感できる日が来るものと確信をいたしております。そしてそのことを市民の皆さんが実感し、一体感が醸成されるために、私たちも職員と一丸となって議会を始め市民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、粉骨砕身努力することが必要なことは申すまでもありません。

いずれにいたしましても皆様方と共に市政運営にあたったこの1年は、栄光とともに苦難の連続であり、この本市にとって実にそういう意味では有意な時代であった。地方自治を理解するもの皆さん方は、等しくこのことを認めていただけるものと感じております。皆様方のご功績は町が合併により市に変わりましたが南魚沼市史上に、さん然と輝くことと存じます。

賜りますれば任期満了後、再び新市の議会において市政発展のためにご奮闘を誓われた方、あるいは後進に道を譲られる方、これをそれぞれあるように伺っております。引き続き挑戦

される方におかれましては、再びこの場でお目にかかれまますようご健闘をご祈念申し上げる次第であります。さらにご勇退される皆様方におかれましては、在任中と変わることなく市政に対して従来に増してご指導ご鞭撻、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

なお、皆様方の暖かいご理解とご支援のもと、ようやくこの市長の任を果たしてまいりました。私ももとより浅学菲才なため、常に皆様方に対しましてはご迷惑をおかけし、また礼儀を失することも多々あったかと存じます。この際、年来のご懇情に免じてお許しを願いたいと思っております。

この郷土を守り育てることが新しい時代を生きる私たちの使命であり、皆様のご功績に答える道と信じてやまないものであります。今後の南魚沼市の運営は、再三申し上げておりますように数々の試練が待ち受けております。しかしながら職員の努力と皆様方のご支援により、それぞれを克服してまいりたいと、そう思っているところであります。

新市まちづくりのテーマであります「自然・人・産業の和で築く安心のまち」の実現のため、震災の教訓を生かし災害に強い町、生まれてから生涯をこの地で過ごせる地域完結型の町、市民の皆様方が合併して良かったと実感できるような町づくりを、一生懸命進めてまいり所存であります。極めて厳しい情勢下ではありますが、一日も早く旧市町村の市町の垣根を取り払い、市民の皆様と共に知恵を出し合い創意工夫にとんだまちづくりを、邁進することをここにお願い申し上げます。

最後に多年に亘る皆様方のご功績、そしてご厚情に対しまして重ね重ね衷心より深甚なる感謝の意を表しますと共に、皆様のご健康、ご多幸を心からご祈念申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。大変御苦労さまでした。ありがとうございました。（拍手）

議長 大変ありがとうございました。本日ここに9月定例議会を閉じるにあたりまして、一言御礼を申し上げます。去る9月1日以来16日間、議員各位におかれましてはご熱心にご審議を賜り、会議を通じて議事進行にご協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼を申し上げます。

井口市長さんをはじめ執行部各位におかれましては、新たに塩沢町との合併に伴う補正予算をはじめ、成立をみた各議案につきまして、これからの執行にあたっては適切な運用を図られ、市政の発展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

さて、当議会におかれましても在任期間中に皆様とこうして顔を合わせるの、本日をもって最後となると思いますが、この1年間、南魚沼市議会の運営が円滑に本日まで参りましたことは、皆様方のご協力のおかげと心より感謝を申し上げます。

来るべき10月31日をもって在任特例任期が満了するわけではありますが、次の市議選に出馬されない議員の各位におかれましても、益々健康にご留意され南魚沼市発展のため今後ともご指導をご協力を切にお願いをするものであります。

また今回市議選に再出馬を予定されている皆様におかれましては、来る10月23日の選挙におきまして全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場でお会いすることができますよう、格段のご努力、ご奮闘を誓い合いながら、はなはだ簡単ではありますが私の御礼の言葉とさ

せていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

議 長 これをもって平成17年9月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、御苦労さまでした。

(午後2時40分)